

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する

村税・国民健康保険税・介護保険料 などの納付の猶予制度について

村税（住民税・固定資産税・軽自動車税）について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、申請による猶予制度があります
（徴収の猶予：地方税法第15条）

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料について

- ▶ 上記の税・保険料においても新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支払いの猶予制度があります。村税の申請の際、併せて申し出ることができます。

国税や都税について

- ▶ 国税や都税についても、納税が困難な方に猶予制度があります。詳しくは所管の税務署や三宅支庁にお問い合わせください。
（芝税務署 徴収第一部門 03-3455-0551）
（三宅支庁総務課行政担当 2-1311）